

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>

【Eメール】info@saitama-jichi.jp

翁長沖縄県知事の訃報に接し、心からご冥福をお祈り申し上げます

「米軍基地は経済発展の阻害要因、辺野古に新基地を造らせない、普天間基地の閉鎖・撤去、21世紀ビジョン真の理念の実行」を必死に訴え、沖縄県民の民意を体して辺野古新基地建設に反対し、真の地方自治のために全力を尽くされた故人に対し、その死去を悼み心からご冥福をお祈りいたします。

翁長沖縄県知事の主張した「日米地位協定の見直し」など全国知事会の提言

米軍基地負担に関する提言（全国知事会）

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

その結果、

- ① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。
- ② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
- ③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。
- ④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
- ⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国

民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日
全国知事会

全国知事会は上記の『米軍基地負担に関する提言』のほか平成31年度予算要望においても基地負担軽減やオスプレイ配備などに触れています。

本来この予算要望も掲載する予定だったのですが、発行予定の8月22日の朝日新聞朝刊に右の社説が掲載されたため、これを紹介したくなり予算要望については割愛しました。

日米地位協定は米軍における日本国内の治外法権を認めたものと言っても過言ではありません。

沖縄だけの問題とせず全国知事会がこの提言を行ったことに大きな意義があります。

社説

Editorials

地位協定改定
知事会提言受け止めよ

在日米軍にさまざまな特権を認める日米地位協定について、全国知事会が日米両政府に抜本的な見直しを提言した。

米軍基地のない府県を含む47知事の「総意」は極めて重い。日本政府は正面から受け止め、米政府に対し、必要な改定を提起すべきだ。

地位協定の見直しは、過重な米軍基地負担に苦しむ沖縄県が長年にわたって求めてきた。しかし、日米両政府は運用の改善やテーマを絞った補足協定の締結にとどめ、協定自体に手を付けようとはしてこなかった。

知事会は、今月急逝した翁長雄志・沖縄県知事の「基地問題は、一都道府県の問題ではない」という訴えを受け、一昨年に研究会を設置した。沖縄の実情に加え、やはり米軍基地を抱えるドイツ、イタリアの調査も踏まえ、2年近くかけてまとめたのだ。

知事会が日米安保体制の重要性を認めながらも、このような具体的な提言をまとめた背景には、住民の生活に責任を持つ首長としての切実な思いがあるのだろう。

ドイツ、イタリアで現地調査を行った沖縄県の報告によると、両国では米軍機の事故を機に、協定の改定や新協定の締結を実現し、自国の法律を米軍にも適用している。騒音軽減委員会や地域委員会といった、地元自治体の意見を米軍に伝える仕組みも整備されている。

原則として国内法が適用されず、地域住民の声も届かない日本との違いは大きい。

これは日本の主権にかかわる問題である。日米安保条約に基づいて基地を提供する義務があるとしても、過度な優遇に目をつぶるわけにはいかない。何より地域住民の理解がなければ、安定的な基地の運用などおぼつかないはずだ。

地位協定については、与野党明党も今月、改定を含む具体的な見直しを政府に申し入れた。9月の自民党総裁選でも、大いに議論してほしい。

大阪北部地震に関して、学校のプールの目隠し用ブロック塀によって死亡事故が発生し、問題となりましたが、当会会員の中村文夫さんから下記のような寄稿をいただきました。

寄稿：ブロック塀の危険性

教育行財政研究所 中村文夫(当会会員)

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする震度6の地震により、高槻市立寿栄小学校の屋外プール脇に設置されていたブロック塀が倒れ、通学路を登校途中の4年生の女子児童が下敷きになって死亡しました。その後、文部科学省からブロック塀の安全点検の調査が要請され、さまざまな調査手法で実施されました。8月13日の調査集計では、1万2652校が安全性に問題があり、このうち応急対策が完了していない学校数は、2512校です。大阪府1180校、東京都778校、福岡県777校、に次いで埼玉県722校とブロック塀に問題がありました。埼玉県は学校のブロック塀の危険地域であるのです。

*

文科省は6月19日、「学校におけるブロック塀等の安全点検等について(通知)」をだし、点検を要請し、該当したものには注意喚起など速やかな安全対策を実施するように要請をしました。また国土交通省も6月21日、「建築物の既設の塀の安全点検について」をだして、塀の所有者への注意喚起を要請し、チェックポイントとして6項目、塀の高さが2.2m以下。塀の厚さ10cm(高さ2m以上は15cm)以上。高さ1.2m以上には控え壁があること。コンクリートの基礎があること。壁の傾き、ひび割れがないこと。専門家と相談することとして壁に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔で配筋されていること、を示しました(下図参照)。

今回の問題で特に注目することは、高い壁はプールの目隠し等を目的に設置された点である。プライバシー保護の観点からは遮へい物は必要である。文科省の「小学校施設整備指針」(2016

年)では、屋外プールには、「周囲に遮へい板、囲障壁等の施設を設けることが重要である」とし、囲障、防球ネット、フェンス等は十分な耐用性や地震時の安全性を確保するように設計することも重要と記されている。ブロック塀を選択すべきではなかったのではないか。別の材料でも充分可能であるが、当時の材料価格を比較してブロック塀を選択したのであろう。

通学路を含めて学校の安全性は早急に確保されなくてはなりません。学校ができる目視だけの調査では限界があり(技術職のいない多くの教育委員会でも同様)、有資格者の本格的な調査が必要です。鉄筋の配線状態は金属探知機がなければ分かりません。

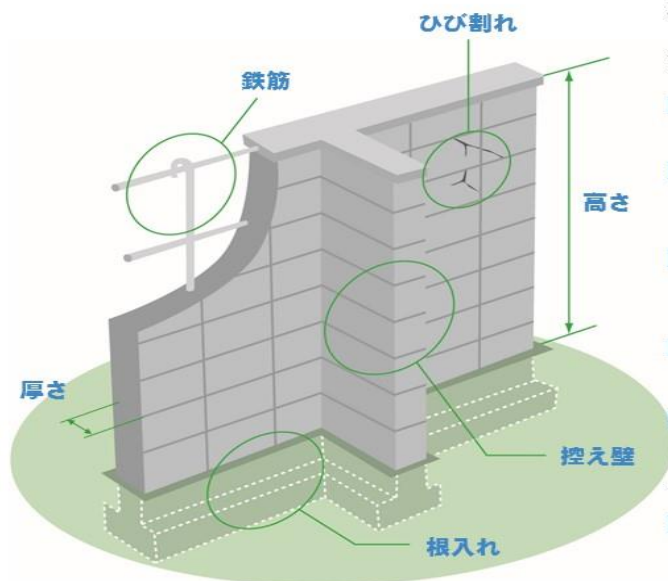
同時に、明らかな危険箇所、違法建築物は調査と並行して速やかな撤去、改修を行うべきです。箕面市、名古屋市(13億円)、堺市では小中学校のすべてのブロック塀の撤去をします。学校は地域に開かれた公共施設ですので、本来、地域と物理的に区切る壁や門の存在自体を問題とすべきなのです。

付属池田小学校の痛ましい事件以来、学校の安全性を、まるで中世の城壁、城門と最新の監視技術である監視カメラとが結合した地域と隔離する「ゲーティド・スクール」によって担保する志向が拡大しています。それは公共施設としての学校の存在としては矛盾した方策です。地域の多くの住民の眼に守られるあり方こそが求められる方向性なのです。

ぜひ、今回、ブロック塀ではなく、生け垣や学校の植栽や、プール目隠し用板塀使用(東京都検討)など発想を転換する機会としてほしいと思います。老朽化した学校プールそのものの廃止も含めて検討する時期に来ています。

今年、来年度にはブロック塀の撤去、改修費用は予算措置がされやすい状況です。学校と自治体、そして議会が一体となって地域に開かれた学校環境をつくるために知恵と力を出しあうときです。

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。

- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれがぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

第33回自治総研セミナーのご案内

参加費は無料です

「自治のゆくえ—国税森林環境税・森林経営管理法を手がかりに」

日 時：2018年9月22日(土)10:00から16:00(開場9:30)

会 場：田町交通ビル6階ホール(JR田町駅徒歩5分 チラシ裏面地図参照)

森林経営管理法は、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理研修積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講じようとするもの(2019年度からの譲与税は全市町村対象)

・経営管理権とは、立木の伐採、木材の販売、造林、保育(下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林後から主伐直前までの作業のこと)などを行う権利(!)

・林業担当職員が0の市町村は全体の4割、担当職員1人の市町村を合わせると約3分の2(2017年4月から「林地台帳」作成義務付け)

⇒フィクション(虚構)としての計画⇒結果責任を自治体に転嫁

(以上、8月12日公開セミナー今井照先生のレジュメから)

この話の前段で今井先生は法律に基づく市町村計画の増加の話をしています。決して森林の話だけではなく、地方創生もそうですがお金がついてくるので市町村も無視できない。できそうもない計画だけがたくさん作られていて、できなければ結果責任は市町村。国は「その政策は国が責任を持ってお金をつけて市町村の責任で実施しています」ということになる。

ぜひセミナーに参加してこのような国と地方の関係について一緒に考えてみましょう。

申し込み方法は同封のセミナーチラシの裏面のとおりにFAXで直接お申し込みください。